

○導入

- ・ ロシアのウクライナに対するいわれのない不当な戦争を強く非難し、2022年3月の「ILO のマンダートの観点から見たロシア連邦のウクライナに対する侵略」に関するILO決議及び2022年2月の「ロシアのウクライナに対する侵略」に関するOECD理事会声明を強く支持するとともに、「平和及び強靱性のための雇用及び適切な仕事」に関するILO勧告（第205号）とその効果的な実施の重要性を強調する。
- ・ 重要な労働・社会・雇用課題におけるG7全体での協調行動を優先し、また継続性を維持するため、G7内に雇用作業部会を常設し、毎年開催することを目指す。

○エンプロイアビリティの確保

- ・ 構造変化の3つの主要因（デジタル化、脱炭素化及び人口動態の変化）が労働市場にもたらす相互の関連性と重要な影響に照らし、グリーン及びデジタル経済も含めたディーセントで質の高い仕事を促進する。あらゆる人が取り残されないよう、労働市場の課題に対応する。
- ・ 継続的な教育訓練を促進する努力を大幅に強化し、グリーン経済に向けた包括的な継続的成人教育訓練のための行動計画（附属文書A）に合意する。特に教育訓練への参加に障壁のある低技能の人々の参加率を上昇させる。
- ・ 職業紹介機関の包括的で公正な移行における役割を認識し、その二国間・多国間協力を認識そして支持し、世界公共雇用サービス協会（WAPES）が果たす役割を認識するとともに、特にグリーン・ジョブの分野や公正な移行の実現に向けた協力を促す。

○労働安全衛生の向上

- ・ 構造変化、気候変動、環境劣化に直面する労働安全衛生を強化し改善するため、G7「グリーン経済における安全かつ健康的な労働に向けたロードマップ」（附属文書B）を実施する。
- ・ グローバルサプライチェーンを含めた世界中の全ての人のディーセント・ワークを推進するため、「労働における基本的原則及び権利」に関するILOの枠組みに、職場における安全及び健康を含めることを強く支持する。
- ・ グローバルサプライチェーンにおける労働安全衛生の改善に向けたビジョン・ゼロ・ファンドの貢献の重要性を認識し、その活動に対し新たな貢献を行うことを表明する。

○普遍的社会的保護の強化

- ・ ロシアのウクライナに対するいわれのない不当な戦争の結果として悪化したエネルギー及び食料価格の上昇の社会的影響を緩和するために、過大な影響を受けた世帯に特別な注意を払いながら、関係省庁と協力し、集中的な努力を継続する。
- ・ 万人のための普遍的かつ適切な社会的保護を達成するため、開発大臣とともに、2030年までに4億の雇用を創出し、現在どの社会的保護制度や措置によってもカバーされていない人々に社会的保護の対象を拡大するという、国連事務総長の「公正な移行のための雇用及び社会的保護のグローバル・アクセラレーター」構想を歓迎し、その設立に向けたプロセスを支持する。

○企業の事業活動とバリューチェーンにおける人権および労働・環境基準の尊重の確保

- ・ 持続可能なバリューチェーンは、人権、すべての人々のディーセント・ワーク、環境保護の実現のために最も重要である。
- ・ G7は、法令やインセンティブ、企業への指針を含む、強制的及び自発的な措置のスマートミックスを通じ、地球上の人々へより良い結果をもたらす上で、特に重要な役割を担っている。
- ・ 国連のビジネスと人権に関する指導原則、ILO多国籍企業宣言、OECD多国籍企業行動指針といった権威ある基準に沿った、グローバルな公正な競争の場へ貢献するよう努力し、関係省庁の協力のもと、強制的な措置を含むがそれには限られない国際基準の遵守を強化するための、ビジネスと人権に関する国際的合意に向けて努力することを約束する。
- ・ G7として首尾一貫した協調的なアプローチに取り組むとともに、国際的な合意に基づいた法的拘束力のある措置のアイデアと選択肢を探求するため、全てのステークホルダーと緊密に協議し、国連及びILOにおける議論に建設的に取り組む準備がある。